

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年6月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000674号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100032号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA市における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年4月30日から平成8年1月24日まで  
② 平成29年6月30日から同年7月31日まで

請求期間①について、C社で運転手として勤務していたが、A市の下水道工事により健康被害に遭い、同社から言われて休業したが、同社は平成7年4月30日に私の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させており、同社に復職することはできなかった。前回、平成7年4月30日から平成8年1月25日までの期間について、C社の厚生年金保険の被保険者期間として記録の訂正を求めたが認められなかった。休業の責任は全てA市にあるのだから請求期間①について、A市の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

請求期間②について、B社に運転手として勤務していたが、資格取得日が平成29年7月1日となっている。入社日はDセンターで登録手続きを行った同年6月30日であり、後に未払賃金として会社から支給された金額を入金した通帳の写しを提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A市の下水道工事により健康被害に遭ったため休業しており、休業の責任は全てA市にあるのだから、A市の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間①に係る雇用保険の記録を確認できず、請求者は、請求期間①に係る給与明細書を保有していない上、A市に勤務していないことを認めており、同市から賃金は支給されていない旨陳述していることから、請求者が請求期間①に、厚生年金保険の被保険者として同市に使用されていたことを確認することができず、厚生年金保険料の控除についても確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②のうち、平成 29 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者は、同年 7 月 3 日（月曜日）から乗務するため、同年 6 月 30 日に D センターにおいて運転手としての登録を行ったのだから、同日は勤務日であり、賃金として B 社から 5,825 円が支給された旨主張しているところ、D センターは請求者の運転手としての登録年月日は、同年 6 月 30 日である旨回答している。

しかしながら、B 社は、請求者の入社年月日は雇用契約書及び社員台帳により平成 29 年 7 月 1 日であり、D センターでの登録は、請求者が同年 7 月からの乗務を希望していたところ、同センターが同年 7 月 1 日（土曜日）及び同年 7 月 2 日（日曜日）が休日のため、同年 6 月 30 日に手続きを行ったものであり、入社前の登録を入社の条件にはしておらず、強制もしていない旨回答している。

また、請求者が、平成 29 年 6 月 30 日の未払賃金として支給されたと主張する 5,825 円について、B 社は、資料が保存されていないため支払ったか否かは不明と回答しており、同社から提出された労働基準監督署が作成した未払賃金の計算書によれば、同年 6 月 30 日は賃金支払対象日には含まれておらず、当該金額がどのような経緯で、また、どのような費目で支給されたものか確認することができないことから、同年 6 月 30 日を勤務日とした賃金であるか特定することができない。

さらに、B 社は、給料は毎月末日締め、翌月 20 日支払いであり、保険料の控除方法は翌月控除である旨回答しているところ、同社から提出された個人別賃金台帳及び請求者から提出された「2017 年（平成 29 年）7 月分給与明細書」並びに銀行通帳の写しによると、初めての給料は、平成 29 年 8 月 18 日（金曜日）に振込された 30 万 1,141 円であり、当該振込額は、当該給与明細書に記載された差引支給額と一致している上、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録により確認できる同社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額（24 万円）に基づく 1 か月分に相当する額であることが確認できることから、当該保険料は同年 7 月分であることが認められる。

加えて、オンライン記録によると請求期間②のうち、平成 29 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間について、請求者は、既に B 社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②（既に厚生年金保険の被保険者となっている期間を除く。）に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②（既に厚生年金保険の被保険者となっている期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000859号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100033号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年5月21日から平成3年5月21日まで

A社からB社に出向し、C職として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。A社には、D社に入社する直前の平成3年5月まで在籍していた記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、請求期間において取締役であったことが確認できる者は、請求者について、B社に出向する前提で採用し、同社にC職として3年くらい勤務したと回答していることから、請求者が請求期間の一部に、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、請求者は昭和63年5月20日にA社を離職していることが確認できる。

また、A社は、請求者の勤務形態等について、資料がないため確認できないと回答している上、請求期間当時の事業主二人は既に亡くなっていることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、前述の取締役は、請求者が契約社員か正社員であったかは記憶が定かでないとは回答しており、当該取締役がA社の社会保険担当者として氏名を挙げた二人に対し照会したところ、一人は、請求者の氏名を記憶しているものの勤務期間等については覚えておらず、他の一人は、自身は書類上の手続きのみを担当していたので個々の事情は知らないとは回答している。

加えて、請求者が、自身と同様にB社に出向し勤務していた者として記憶している3人(二人は姓のみ)について、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、住所が判明した者に照会したところ、回答のあった一人は、請求者がC職として勤務していたことを記憶しているが、何年くらいいたかは記憶がない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態を確認することができない。

また、請求者は、厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答してお

り、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。